明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（三四一）　三
○銀行法施行令等の一部を改正する政令（三四二）　三

〔府　令〕
○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府六九）　三

〔府令・省令〕
○認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　六
○中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境二）　九
○労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働一一）　一〇
○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（内閣府・農林水産一一）　一〇

〔告　示〕
○銀行法施行令第四条第十三項第四号並びに銀行法施行規則第十三条の十一第二項、第十四条第二項及び第四項、第十四条の二第一項並びに第十四条の四第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める件（金融庁五一）　一五
○銀行法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、協同組合による金融事業に関する法律施行令第三条第八項第二号の規定に基づく金融庁長官の定める法人を定める件等の一部を改正する件（同五二）　一七
○銀行法施行令等の一部を改正する政令附則第二条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定を適用しない銀行及び銀行持株会社を定める件（同五三）　一八
○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令附則第二条第二項の規定に基づき金融庁長官が定めるものは、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第十条第三項第三号に掲げるものとする件（同五四）　一八
○信用金庫法施行令第十一条第十二項第四号並びに信用金庫法施行規則第百十三条の五第二項、第百十四条第二項及び第四項、第百十五条第一項並びに第百十七条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める件（同五五）　一八
○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令附則第二条第二項の規定に基づき金融庁長官が定めるものは、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第八条第三項第三号に掲げるものとする件（同五六）　一九
○協同組合による金融事業に関する法律施行令第三条第十二項第四号並びに協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十条の四第二項、第五十一条第二項及び第四項、第五十二条第一項並びに第五十四条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める件（同五七）　一九
○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令附則第五条第二項の規定に基づき金融庁長官が定めるものは、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第八条第三項第三号に掲げるものとする件（同五八）　二〇
○中小企業等協同組合法施行規程の一部を改正する告示（金融庁・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境二）　二一
○労働金庫法施行令第五条第十二項第四号並びに労働金庫法施行規則第九十五条の五第二項、第九十六条第二項及び第四項、第九十七条第一項並びに第九十九条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者等を定める件（金融庁・厚生労働七）　二二
○労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令附則第二条第二項の規定に基づき金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第八条第三項第三号に掲げるものとする件（同八）　二三
○銀行法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、労働金庫法施行令第五条第八項第二号に規定する法人で金融庁長官及び厚生労働大臣の定めるものを定める件等の一部を改正する件（同九）　二三
○農業協同組合法施行令第一条の十第十一項第五号及び第十条並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十五条の五第二項、第十六条第二項及び第四項並びに第十七条第一項の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める件（金融庁・農林水産一〇）　二四
○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令附則第二条第二項の規定に基づき農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準第七条第三項第三号に掲げるものとする件（同一一）　二五

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。